

令和2年11月27日開会  
令和2年11月27日閉会  
(臨時第5回)

# うきは市議会会議録

うきは市議会



## 目 次

第1号（11月27日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
事務局職員出席者	3
説明のため出席した者の職氏名	3
開 会	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定について	4
議案上程	5
市長の提案理由説明	5
議案第71号	6
議案第72号	11
議案第75号	17
議案第73号	21
議案第74号	25
議案第76号	26
閉 会	29
署 名	30

うきは市告示第169号

令和2年第5回うきは市議会臨時会を次のとおり招集する

令和2年11月18日

うきは市長 高木 典雄

記

- 1 期 日 令和2年11月27日（金）午前9時
- 2 場 所 うきは市議会議場

---

○開会日に応招した議員

組坂 公明君	野鶴 修君
竹永 茂美君	岩淵 和明君
鍵水 英一君	熊懷 和明君
佐藤 湛陽君	上野 恭子君
江藤 芳光君	伊藤 善康君
櫛川 正男君	佐藤 裕宣君
中野 義信君	

---

---

令和2年 第5回(臨時)うきは市議会会議録(第1日)

令和2年11月27日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

令和2年11月27日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 議案上程(議案第71号から議案第76号まで6件)
- 日程第4 市長の提案理由説明
- 日程第5 議案第71号 専決処分の承認を求めることについて  
(交通事故による和解について)
- 日程第6 議案第72号 専決処分の承認を求めることについて  
(交通事故による和解及び損害賠償額の決定について)
- 日程第7 議案第75号 うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第73号 うきは市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第74号 うきは市特別職の職員で常勤のものものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第76号 うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第3 議案上程(議案第71号から議案第76号まで6件)
- 日程第4 市長の提案理由説明
- 日程第5 議案第71号 専決処分の承認を求めることについて  
(交通事故による和解について)
- 日程第6 議案第72号 専決処分の承認を求めることについて

(交通事故による和解及び損害賠償額の決定について)

- 日程第7 議案第75号 うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第73号 うきは市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第74号 うきは市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第76号 うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

---

出席議員 (13名)

2番 組坂 公明君	3番 野鶴 修君
4番 竹永 茂美君	5番 岩淵 和明君
6番 鍮水 英一君	7番 熊懷 和明君
8番 佐藤 湛陽君	9番 上野 恭子君
10番 江藤 芳光君	11番 伊藤 善康君
12番 櫛川 正男君	13番 佐藤 裕宣君
14番 中野 義信君	

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (1名)

---

事務局出席職員職氏名

局 長 石井 良忠君	記録係長 宮崎 恵君
記録係 加藤 裕介君	

---

説明のため出席した者の職氏名

市長	……………	高木 典雄君	副市長	……………	今村 一朗君
教育長	……………	麻生 秀喜君	市長公室長	……………	田籠 正規君
総務課長兼浮羽市民課長	……………	中野昭一郎君			
監査委員事務局長	……………	佐藤 重信君			
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長	……………	石井 孝幸君			
企画財政課長	……………	山崎 秀幸君	税務課長	……………	大石 恵二君
徴収対策室長	……………	田尻栄三郎君			
市民生活課長兼人権・同和対策室長	……………	白石 孝博君			
保健課長	……………	原 廣正君	福祉事務所長	……………	末次ヒトミ君
住環境建設課長	……………	村岡 薫君	都市計画準備課長	……………	緒方 寧君
水資源対策室長	……………	吉松 浩君			
うきはブランド推進課長	……………	樋口 秀吉君			
農林振興課長兼農業委員会事務局長	……………	石井 太君			
学校教育課長	……………	瀧内 教道君	生涯学習課長	……………	井上 理恵君
自動車学校長	……………	高木 慎君	総務法制係長	……………	宮崎 哲工君
財政係長	……………	江藤 良隆君	人事秘書係長	……………	河原 祐介君

---

午前9時00分開会

○議会事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。着席。

○議長（中野 義信君） ただいまから、令和2年第5回うきは市議会臨時会を開会します。  
直ちに、本日の会議を開きます。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（中野 義信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、4番、竹永茂美議員、5番、岩淵和明議員を指名します。

---

**日程第2. 会期の決定について**

○議長（中野 義信君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日間と決定しました。

---

### 日程第3. 議案上程

○議長（中野 義信君） 日程第3、議案の上程を行います。

議案第71号から議案第76号まで6件を上程します。

---

### 日程第4. 市長の提案理由説明

○議長（中野 義信君） 日程第4、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。

本日、令和2年第5回うきは市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多忙の中にもかかわらず、御参集賜り厚くお礼を申し上げます。

まず最初に、佐藤茂和議員の御逝去に当たりまして、私からも改めて謹んで哀悼の意を表し、心より御冥福をお祈りいたします。

今回臨時会をお願いいたしましたのは、人事院勧告に伴う給与条例等の改正について、期末勤勉手当の支給基準日である12月1日前に議会の議決を経て施行することが必要であったためであります。人事院が行った本年の国家公務員給与改定勧告は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で民間給与の調査が遅れ、期末勤勉手当の改定が先行する形で行われました。勧告では期末勤勉手当を0.05月引き下げ、月例給については、民間給与との格差が極めて小さいことから、改定は行わないものとし、11月6日に閣議決定がなされたところでございます。本市におきましては、この勧告に準じて条例改正を行いたく、提案をさせていただくものであります。

さて、本日提案いたします議案は、人事院勧告に係る給与条例等の改正案件4件、その他の案件2件の計6件でございます。

議案第71号は、専決処分の承認を求めることについてであります。交通事故による和解について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたので報告し議会の承認を求めるものでございます。

議案第72号は、専決処分の承認を求めることについてであります。交通事故による和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたので報告し議会の承認を求めるものでございます。

議案第73号、うきは市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正す

る条例の制定について及び議案第74号うきは市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案第75号うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これらは人事院勧告及び近隣市の状況等を踏まえ、条例の一部を改正するものでございます。

議案第76号は、うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。うきは市職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

以上、提案理由の概要につきまして御説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきましては、議題とされました際に、担当課長より改めて御説明をいたします。いずれの議案も市政執行上緊要なものでございますので、御審議の上御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

---

#### 日程第5、議案第71号

○議長（中野 義信君） 日程第5、議案第71号専決処分の承認を求めることについて（交通事故による和解について）を議題とします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 総務課の中野でございます。よろしくお願いいたします。

議案書の1ページをお開き願います。

議案第71号専決処分の承認を求めることについて。交通事故による和解について、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求め。令和2年11月27日提出。うきは市長、高木典雄。

次のページを御覧ください。

専決第12号専決処分書。交通事故による和解について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和2年11月2日。うきは市長、高木典雄。

3ページを御覧ください。

和解の内容について御説明を申し上げます。

事故は、令和2年8月13日木曜日12時35分頃、うきは市民センター駐車場で発生いたしました。

事故の概要は、うきはブランド推進課会計年度任用職員が、公務によりうきは市民センター東側駐車場から公用車で出発しようとして後退して道路に出た際に、同時に相手方車両も向か

い側駐車場から出発しようとして後退して道路に出たため、出会い頭に双方の車両の後部が接触して、公用車とともに相手方車両も損傷したというものでございます。

相手方については記載のとおりでございます。

和解の内容についてでございますが、うきは市の損害額が243,426円。相手方の損害額が、203,643円。いずれも車両の修繕料になっております。損害の内容は、いずれも車両後部の破損になります。決済方法等につきましては、甲、乙の損害額を各自それぞれ負担するという事で和解をいたしております。和解の成立が11月2日になりましたので、同日付けで専決処分を行ったものになります。

事故発生後は、管理職会議で事故の概要について説明をし、全職員に対して、交通事故防止について注意喚起を行ったところでございます。今後は、なお一層職員の交通マナーや交通安全の向上に努めて事故防止に取り組んでまいりたいと思っております。

説明は以上になります。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） お尋ねいたします。

まず、この支出はどの項目から和解金が出されたのか。

2点目、原因をどのように捉えられているのか。

3点目、指導された内容が注意喚起を促したということですが、それ以外に、もう少し具体的なものがなされてあるのであれば教えていただきたいと思ひますし、注意喚起の内容も教えていただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（中野 義信君） 総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） まず支出の関係でございますけれども、こちらは市の予算を通して支出をしたわけではなくて、保険会社のほうから直接修繕料を支払うというような形をとっております。

それから原因については、やはり一番の原因は駐車の際に前方向きで駐車をしておいて、バックで車を出したということが、一番大きな要因になっていると思ひます。そのほか、やはり注意不足もあると思ひます。そういったことで職員に対しましては、管理職会議を通して事故の状況の説明とともに、そういった事故が再発しないように注意喚起を行ってきたところでございます。

○議長（中野 義信君） 竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） その3番目の指導された内容ですが、実際私が受けてるわけ

では、ありませんので詳しいことはわかりませんが、やはり一方的にと言いますか、課長のほうが各課あるいは各係集めて話された内容かな、それとも、それぞれの課ないし係ごとに集まって、この事案を1つの教材として出して意見を出し合う中で、先ほど課長の言われた前方駐車はやはりいけないという意見に達したのか。

それによって職員の理解はずいぶん違うなと思いますが、その辺はどちらだったのか教えていただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 管理職会議の中ですので、管理職全員おる中で、私のほうが状況の説明と、職員に対して周知徹底を図るように注意を促したところでございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。鑑水議員。

○議員（6番 鑑水 英一君） 内容は把握しておりました。

ここの駐車場はですね、社会福祉協議会それと商工会、これ共同で使っております。管理職の中だけの話じゃなくてですね。三者の連携をとって話をしてもらわないと、私、商工会おるときにも、ちょっと軽い事故があったような気がしております。

それと、今保険は負担してないと言うけど、全体的の保険はかたってる、当初の予算で。それから出した分でしょ。補填してないみたいだけど保険は入ってるんでしょ。その保険からは出したわけでしょ。お願いします。

○議長（中野 義信君） 総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 議員おっしゃるとおり、社会福祉協議会、商工会も入っておりますので、そちらのほうにも、注意を促していきたいというふうに、考えております。

それから、保険の関係は自動車損害保険の任意保険のほうに加入しております、今回は、うきは市の車両分をその保険で修理をしたという形になっております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 事故防止というのは、当然職員に周知してですね。管理職のほうで、そして事故報告を共有して職員に周知されるんだろうと思いますけれど、それで注意喚起だけやったらまた起こるんやないやろうか。こういったのは、その特定の人を明らかにするんじゃないで、事故の原因を皆で共有して話し合う。5分間ぐらいでよかからですね。そういったシステムづくり。

そして自分のこととして捉えていただいて、その中で解決策はどんなのかというところを、吸い上げたところで注意喚起をしていく、そういったシステムがないと、なかなか減らないっちゃなかろうかと考えます。役所のほうもそういった形がいいんやなかろうかと、あるいは事故だけでなく事務処理の面でもこういったのも、注意が必要やねていうのを職員のほ

うからでも出せるような、そして、それを皆で共通認識するような体制をですね。事故だけに限らずですね、こういったのは、うっかりミスがあるんですよ、ちゅうようなのも共有ホルダーなんかには吸い上げられて、各課で検討して共有する。そういったシステムをつくらないと、なかなかミスってというのは、管理職で話し合っ、それを注意喚起としてしても、自分のこととして、捉えないのではないかと思いますので、ぜひそういったシステムをつくっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中野 義信君） 総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 議員の意見も参考にしながら今後取り組んでまいりたいというふうに考えております。

なお、交通安全に関しましては、毎年各課から職員に参加してもらって、うきは市立自動車学校のほうで安全講習なども行っておるところです。その中では、特に事故を起こした職員については、優先して参加をしてもらうようなことも行っておるところでございます。そういったところで、いろんな面で工夫をしながら取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。10番、江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） 事故の件については、色々皆さんも共通して事故防止に努めなければいけないと認識されていると思います。この際ですからですね、一番大事なことは、こういう事故防止はもとよりですけれども、車両の管理、前もこの場で御指摘もあっておりました。それぞれの所管で車両を管理してますよね。前はたばこを車の中で灰皿がそのまんまとかという意見も、ちょっと前ですけれどね、出てました。誰がその車両の管理の責任主体は誰なのかというのが、どうも曖昧な感じで。それから各課間でそれを共有している場合とか、色々あるように思うんですが、その辺を、この際事故防止のまず管理面としてですね、1回整理されて責任の主体をはっきりしたほうがいいんじゃないかと思うんですよ。

走って来てガソリンはないまま、そのまんまオイル交換は誰がしているのか。もう車検の時だけというわけにはいきませんからですね。

その辺のまず大事な第一歩は車両の管理体制というのを、今一度きちっと整理をしとかにやいかんと思うんですが、総務課長いかがでございますか。実態と対応について伺いたします。

○議長（中野 義信君） 総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 議員おっしゃるように、車両については、総務課で管理をしておる車両と、あと各課のほうで補助金等を活用しながら車両を購入したりして、専用として使っておる車と両方ございます。責任の主体ということに関しては、共有で使っておる車は

総務課が責任を持って管理をしておりますし、各課で所有している分については、それぞれの課が責任を持って管理しておるところです。

車検とかオイル交換とかそういったものについては、基本的には総務課のほうで、適切に時期を示しながら対応するようにしておるところでございます。

今後とも、しっかり車両の管理ができるように、議員の意見も含めまして進めてまいりたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 江藤議員。

○議員（10番 江藤 芳光君） じゃあ、そういうことで管理のほうもお願いしておきたいんですが、もう一つ車両管理の面からすると、それぞれ車使いますですよね。所管で共有の場合も。これは車両の日誌、どこにどういう用務で行かれて、どれだけの走行距離なのか。そういうことが基本だと思うんですよね。それをやっておられるのかどうか。

乗りっぱなし、お互い人間ですからですね。そういう制約がないならそれは誰でも乗ってから、元に戻しとけばいいやという、そこから怠慢も生まれくるし、事故につながっていくような気がしますんで、どうかその辺も含めて事故防止の基本的なことだと思いますので、これは御指摘として終わらせていただきます。

以上です。

○議長（中野 義信君） 総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 車両日誌については、全車両で全て記録をしております。誰が、いつどこに何の目的で使用したか、その時、異常があればそれも記載をするような形で記録はしているところでございます。今後も徹底してまいります。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第71号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって議案第71号は承認することに決しました。

---

**日程第6. 議案第72号**

○議長（中野 義信君） 日程第6、議案72号専決処分の承認を求めることについて（交通事故による和解及び損害賠償額の決定について）を議題とします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 議案書4ページをお願いいたします。

議案第72号専決処分の承認を求めることについて。交通事故による和解及び損害賠償額の決定について、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求め。令和2年1月27日提出。うきは市長、高木典雄。

次のページをお願いいたします。

専決第13号専決処分書。交通事故による和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和2年11月11日。

うきは市長、高木典雄。

6ページでございます。

和解及び損害賠償額の決定について説明をいたします。

事故は令和2年8月24日月曜日9時35分頃、うきは市役所の駐車場で発生しました。事故の概要は、税務課職員が公務によりうきは市役所駐車場内を東から西に向かって公用車を運行していたところ、左側に駐車していた相手方車両が、駐車場から出発しようとして後方確認が不十分なまま後退したため、相手方車両後部が公用車の左側側面に接触をして、公用車とともに相手方車両も損傷したというものでございます。

相手方は記載のとおりでございます。

和解の内容及び損害賠償額ですが、うきは市の損害額は264,000円。相手方の損害額154,792円。いずれも車両の修繕料になります。損害の内容は、うきは市車両左側前後ドア破損でございます。相手方は、車両後部の破損でございます。責任割合は、うきは市20%に対して相手方80%。損害賠償額は、相手方の損害額にうきは市の責任割合をかけて、30,958円となっております。相手方の損害賠償額は、同様に211,200円でございます。決済方法は、甲、乙各自負担額を相殺して、相手方がうきは市に対して180,242円を支払うという方法になっております。

示談の成立が11月11日になりましたので、同日付けで専決処分を行ったものになります。

す。

今後なお一層、職員の交通マナーや安全運転の向上に努めてまいりまして、事故防止に取り組んでまいりたいと思っております。

説明は以上になります。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。12番、櫛川議員。

○議員（12番 櫛川 正男君） 市役所内ですね。場内で起きた事故でございますが、そこを見るとですね、両側に駐車スペースがあるわけですね。その真ん中に車道があるわけですが、両側に駐車しとくと車道が狭く感じるわけですね。この車道と駐車場の区分がありません。それからほんとに、これ、そこ通るときは結構気を使います。

そういった意味で事故を起こさない起こさないじゃなくして、やはり事故が起きないように道路の環境整備も必要ではないかということで、これを機にですね、片っ方側だけに駐車場のスペースを設けて車道にするとか、そういう検討が必要ではなかろうかと思いますが、そういう検討はされてないのか。

○議長（中野 義信君） 総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） おっしゃるように、両方に駐車スペースがあって危険性があるということは承知をしているところでございます。この白線のほうも、かなり薄くなりかけてましたので、今年度予算で白線引き直ささせていただいております。

そういうことで、ラインとしては、はっきりと今表示できてるような状況ではないかというふうに思っております。今、この駐車場の駐車の在り方を変更するというのは、現在検討はしておりませんし、なかなか難しいと思っておりますので、十分職員のほうで交通安全に配慮しながら、いつ市民の皆さんが停めてある車がバックで下がってくるかもしれないというところを、いつ下がってきてもおかしくないんだよということを頭において運転をするようにということを、職員のほうには言っておるところでございます。

そういうことで、この駐車場に関しては、これまでどおりの形で、十分注意をしながら運行に努めてまいりたいと思っておりますし、今後、また新たな駐車場等を整備する際には、議員の御意見も参考にしながら、交通安全に配慮した駐車場の在り方を検討してまいりたいと思っております。

○議長（中野 義信君） 12番、櫛川議員。

○議員（12番 櫛川 正男君） お客様から見ればですね、便利は良いんですよ。両方に駐車場入り口の近くに駐車場があるということですね。

しかし、その駐車場のスペースを白線できちんとしたということでございますけれども、

やはり両側に駐車してる場合はですね、ほんとに危ない。また、常に誰かそこを横切ってますからですね。よく見かけるのが駐車場から出ようとして、車道のほうが止まってる車、これをよく見かけます。そういった意味で事故をなくすという観点からですね。ここはもう大きく片方だけに駐車場をとったほうがいいという思いが致しますので、ぜひその辺は検討をしていただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） どうしても、やっぱり市民の皆様は市役所に近いところに止めたいというのが心情でもございまして、今ある一番庁舎側の駐車スペースをなくすということは、今のところは考えておりませんが、議員の御意見も参考にしながら、今後、交通安全に努めてまいりたいと思います。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。11番、伊藤議員。

○議員（11番 伊藤 善康君） 危険を察知して相手がバックしてきよるなら、クラクションを鳴らすとか、相手に知らせるとか、そういう措置は行われたのか。

その直進しとるほうも見落としたり言うかな、多分そうじゃなかろうかと、私思っておりますが、いきなり側まで来て、ぱっとバックしてきたとなら当たる可能性があるばってんか、まあ5メートルもあればですね、もう徐行しよるとやけん。相手をこりゃバックしてくるばいと思って、クラクション鳴らすとかブレーキ踏むとか、そういうことはできるはず。

それで、直進しよったほうも、見落しとったっちゃなかろうかと推測します。その辺は、どんな状況だったのか。

それと先ほどの専決も一緒ですが、2つともバックしよって当たったということです。今、楡川議員のほうから出ましたが、バックしたらですね、駐車する際にバックで駐車してくれというお願いをしてみてもどうですか。忙しいときはバーっと頭から突っ込んで、そのまま駐車しますが、その辺はどんなでしょう。

○議長（中野 義信君） 総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 市の車両のほうもほんとに徐行の状態で、ゆっくり走っておりましたけれども、相手方が突然下がってきたということで、クラクションも鳴らす間もなかったというところで、今回の事故は起きているというふうに認識をしているところでございます。

どうしても、どちらもバックの事故ではありますが、2件目今回の分については、相手方がバックということもあって、どうしても避けられない、状況としては避けられなかったということだと認識をしております。

それから、議員がおっしゃったのは、その市民の皆さんにもバックで駐車をするようにと

ということだと思いますけれども、そういったことも、できればやらせていただいたほうがいいのかなと思います。効果の部分は定かではございませんが、検討させていただければと思います。

○議員（11番 伊藤 善康君） 前方不注意もなかった、突然の至近距離での事故だったということですが、たいがい止まるばってんか、徐行しとけば、その場でスリップもせん。私も何十年ち車に乗りよるばってん。事故やったこともあります、スピード出しとけばそりゃ無理ばってん、徐行しよる時は瞬時に止まるとですよ。それでも当たったと。ちゅうことは、こう通りよるとに向こうからぶつけてきたということですか。

○議長（中野 義信君） 総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） そういった状況であったと認識しています。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 1点だけでございます。今回の事故、職員が関係するから議案に上がるんですけど、庁舎の駐車場で市民同士の事故っていうのは、把握されているのか。

そして、それが年間何件ぐらいありよるのが、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 発生したことがある事実は確認をしておりますが、何件という数字は把握はしておりません。

○議長（中野 義信君） 2番、組坂議員。

○議員（2番 組坂 公明君） 櫛川議員が言われたとおり、これは職員だけの事故じゃなくてですね、市民間の事故も時折発生するということであれば、将来的には駐車場の在り方も検討しなければならない材料になるのかなと思いました。よろしく願いしときます。

○議長（中野 義信君） 総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 議員御指摘の視点も含めて検討してまいりたいと思います。

○議長（中野 義信君） 7番、熊懐議員。

○議員（7番 熊懐 和明君） 要望をお願いしたいと思います。

あの、私もここに来るとき一番端に止めております。駐車スペースが狭いから、バックするときになかなかしにくいからです。ということで今スーパーあたり、白線が2本、ドア開くスペースを設けてありますね。あのくらい白線引いておるということですので、今度するときには、2本。ドアを開けるスペースぐらい広く横を取ってもらったら、バックするのにも曲がるのが曲がりいいから、短いスペースで曲がれるのかなと、ちょっと感じておりますのでよかったです。最近駐車場もできて、今、少なくなっておりますので、そこんところを要

望としてお願いしておきます。

○議長（中野 義信君） 総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 駐車場限られたスペースの中で、駐車台数を確保するというところで、ちょっと、私も詳しくはありませんが、恐らく3メートル、5メートルという規定のサイズの中で、駐車場のほうは、作らせていただいております。実際そういった広めの駐車スペースを確保できるのかというのは、今後、その設計の段階で検討しながらですね。進めてまいりたいと思います。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。6番、鍮水議員。

○議員（6番 鍮水 英一君） 確認ですけどね、総務課長。

これは交通法か何かに、安全運転管理者がおらっしゃると思います。それで、うきは市の場合には200名越してますから、三、四人おるとは思いますけどね。教育を各所管でやるのじゃなくて、その人たちを頭においてですね、年間一、二回の講習があっていると思いますので、その点を十分把握されて、行っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（中野 義信君） 総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 交通安全運転管理者、私も、つい昨日というか今月ですね、受けてまいりまして、その責任者になっておりますので、私のほうで責任を持って進めてまいりたいと思います。

○議長（中野 義信君） 6番、鍮水議員。

○議員（6番 鍮水 英一君） 何名おらっしゃるとかね、今、たしか200名だから、4名か3名かと、正と副がおるはず。

○議長（中野 義信君） 総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 失礼しました。管理者1名と副管理者1名、2名になります。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。9番、上野議員。

○議員（9番 上野 恭子君） せんだって熊本の方の放送でですね。高齢者の方の免許切替えのことについて放映されておりましたが、非常に、なかなか高齢者の気づきが、運動神経も少し劣っているので、自覚するために車内に前方注意か横注意確認とか、確認事項を記す車内に見やすいところに、そういうステッカーを張り付けることを、やっているというように言うてありました。

それで私も車には、高齢になってきましたので、後方注意とか右注意とか、そういうことを意識付けのために、ちょっと書いております。家庭で家を出るときは、火を止めたかどうかの確認とか、そういうのも張り紙しておりますが、そういうのも1つの手だと思います。事故というのは、どこでどういうタイミングであるのか、分かりませんが、公用車の

中にそういうものを記しておくとかですね。

自動車学校のほうで切替えの時には、高齢者にそういうのを配るとか、そういうのも10ある事故のうちの四つか五つ防止できるかも、分かりませんので、そういうことも考えていただけたらと思っております。

○議長（中野 義信君） 総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 参考にさせていただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。4番、竹永委員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 1点だけお尋ねいたします。

先ほど可決しました。議案第71号は8月13日、今回が8月24日ということですが、先ほど答弁のあった、その原因の学習会と言いますか、検討会というのは、8月13日の事故が起きた後、すぐになされて24日が再発したのか。それとも8月13日あるいは24日、2つ受けてそのような、注意喚起あるいはグループ等の話合いがなされたのか、どちらだったかお尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 2件目の後に行っております。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 13日の時に24日を予測したわけではないとは思いますが、やはり事故が起きた時に、その問題を即座に共有しないといけなかったのではないかなと思っております。

したがって、13日に当日ということは無理としても、行っておけば24日の分防げたかなと思えば、今後の取組として、そのこういう事故があつてはいけませんけれども、あると思えば、管理職会議で話された部分について言えば、事故後、およそどのくらいの期間内に、そういう指導というか注意喚起をなされていく方針なのかお尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 今後は、事故発生後速やかに周知を図っていきたいと思います。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第72号については委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決

定しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第72号は承認することに決しました。

---

### 日程第7. 議案第75号

○議長（中野 義信君） 日程第7、議案75号うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 議案書の11ページをお開き願います。

議案第75号うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

12ページをお願いいたします。

うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。人事院が行いました本年の国家公務員給与改定勧告は、国家公務員の期末・勤勉手当につきまして、民間の支給状況を反映して、支給月数を0.05月分引き下げることとし、本年度は12月期の期末手当を引き下げまして、令和3年度以降は6月期と12月期の期末手当を、それぞれ0.025月分引き下げることとされたところでございます。

なお、月例給につきましては、民間給与との較差がマイナス0.04%と極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であるということから、改定は行わないこととされております。

本市におきましては、人事院勧告の趣旨、福岡県・近隣市の状況等を総合的に判断いたしまして、人事院勧告のとおり、期末手当の支給率を0.05月引き下げのための改定を行うことといたしております。

そこで、第1条でございますが、令和2年度において、12月期に支給する期末手当の支給率を0.05月引き下げのために、1.3月を1.25月に改めるものでございます。

第2条は、令和3年度以降におきまして、0.05月の引き下げを6月期と12月期に平準化して引き下げのために、1条で改正した1.25月を1.275月に改めるものでござい

ます。

附則に関しましては、この条例の施行期日を定めるものになっております。

新旧対照表のほうでは、5ページを御確認いただきたいと思います。

5ページのほうが、令和2年12月期の期末手当支給率を示したものになります。6ページのほうは、令和3年以降の6月期と12月期の支給率を記載しているものになっております。

説明については以上になります。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 今、課長の説明で、近隣市町村の平均等々も調べてということですが、筑後地区だろうと思いますが、市の職員の給与というのは、近隣市町村、筑後地区の中ではどのような位置というかあるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（中野 義信君） 総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 給与の水準に関しましては、ラスパイレス指数というものが用いられておりますけども、これは国家公務員との比較で、地方公務員の給与水準を指数化したものになりますけど、県南地域の比較というのは、ちょっと今、手持ちありませんけれども、うきは市の令和元年度の指数というのは97.4という数字になります。

福岡県でみた場合には、指定都市を除く県内58市町村あるうちの市町村38ということになります。

それから、県内の町村、まち・むらの平均値が97.4ことで、うきは市と同じ数字でございますし、市の平均になってくると99.1ということになりますので、うきは市のほうは、その平均値よりも1.7ポイント低くなっている状況でございます。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 市の職員が毎日遅くまで、昨日も2階の電気が明々と9時ぐらいまでついてたわけですけども、それだけ頑張っているにも関わらず、市の職員が、全体で58市町村で言えば38、それは市でなく町・村と同じである。ところが市になると、1.7ポイント下がっているという状況であるとするならば、その辺はやはり人事院勧告が出たとしても、各自治体のそれこそ自治に係わる問題ですので、その辺は検討されたのか。

それから2点目が、どうしても採用された若い職員の方が給与水準が金額的に低いわけですので、その点についても、やはり若い人ほど生活給に回る部分が多いと思いますので、その辺のまあ号給と言うんですか、について何らかの緩和措置といいますか、その辺を検討されたのかどうか。

以上2点お尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 1点目につきましては、人事院勧告以上の引上げをすることは、今のうきは市にとっては、適当であるというふうには考えておりませんので、特に検討はしておりません。

それから若い人の水準を上げるということについては、平成29年度に給与の総合的な見直しが行われまして、それに沿ってうちのほうも、人勸に伴う給与の改正をやっておるところでございます。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。5番、岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 3点ほどお尋ねします。

改めて、今回、引下げということですが、地域への影響っていうのも結構あるだろうと思ってます。

そういう意味では、うきは市での地域への影響、給与が減るということでもありますので、そのために消費も減るということになるかなと思います。そういう意味では、うきは市内で、例えば職員、公務員の給与ベースを基にして算定しているところがあるとしたら、そういった実態を含めて、そういった例もあるのか含めてですね。影響度合いについてどのように考えているのか、1点お尋ねをしたいと思います。

それから、二つ目には、今年はこの状態で、コロナが感染拡大ということで、国からも定額給付金っていうのも実施されてるわけですが、今、国を挙げて経済を回すという政策を打っているわけですが、それとの矛盾も若干出てくると。今年から来年にかけて、ある意味では回復していかなければならない経済の状況をどう思っているか。見方というか、見解があれば、お尋ねをしたいと思います。

それから3点目には、職員のモチベーションの問題だというふうに思ってます。今、言いましたように、災害やコロナ対策いろいろ追われている中で、職員のモチベーションというのをどう維持し、あるいは引き上げていくのか、ということが大きな課題であると。特に女性の社会的な進出、役割も非常に重要な時期でもあります。

そういう意味で、うきは市にとって人口減少が大きな課題であるわけですが、そういう意味からも、社会的影響力もある公務員の給与が、引き下げられるということなものですから、そういう意味ではモチベーションを維持する、どういうふうに、対策がなされるかどうか、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○総務課長（中野昭一郎君） 1点目、2点目は、併せて回答をさせていただくような形にな

と思うんですけど、どちらかといいますと、人事院勧告は民間の給与に併せて、それに整合させるために、国家公務員の給与を、今回は一時金のほうを引き下げたということになっておると思います。当然、地方公務員である我々についても、国家公務員に準じて、基本的には同様の措置が必要になるのではないかなというふうに考えておるところです。

それに対して、民間の事業者さん方に、どういった影響を与えるのかというところについては、申し訳ありません、私もお答えをするようなことは、できないのかなと思っております。

それから職員のモチベーションに関しても、先ほど申し上げましたように民間の給与に併せて引き下げがあったということで、これについてはやむを得ないという捉え方を職員もしておると思います。

民間のほうでは、特に今、コロナ禍の中で解雇であるとか、もっと更なる給与の引き下げ等が行われておる中で、私たちも業務量は本当に増えているんですけど、頑張りどころとしてやらざるを得ないし、やっけていくべきだろうと思っております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。岩淵議員。

○議員（5番 岩淵 和明君） 確かに、1点目、2点目のところについては、さっき説明にあったようにラスパイレス指数ですか、いうのがあるのは承知しています。ただそれは、対中央というか国家公務員との関係の基準であって、その地域内でどういう影響があるかっていうことについては、これは別問題としてやっぱあるだろうと思います。

逆に、地域が例えば職員の日当だとか、あるいは審議会の時の手当だとか、そういったのなんかも、逆に言うと、ほかとの関係も含めて影響していく地域での関係性があるだろうというふうに思ってるんですね。

そういう意味で、そこの辺は逆にきちんと把握して欲しいなというのが逆に思います。中央をベースにというのは、それはそれとしてわかりますけれども、地域の中でどう見られているか、公務員としてどう見られているかっていうことも、非常に重要なファクターだというふうに思ってますので、ぜひ、その辺の影響度合いについて、きちんと確認できるように今後していただきたいなと改めて要望しておきます。

それから、もう一つは、職員のところはやむを得ないということでもありますけれども、確かにそのとおりだと思います。この間のコロナ対策で施策した中身で、市民の方々が、色々支援を求めているという実態は、いろんな要望の中で出てきているわけでもあります。

そういう意味ではモチベーションの持ち方については、それぞれ立場もあるかと思いますが、ぜひ低下につながらないように、あるいは公務員厳しい仕事の中でモチベーションを上げていくということも、またひとつ大事だというふうに思いますので、ぜひその辺の

希望あるというか、そういった管理者の指導の仕方ということも含めてですね、ぜひお願いしたいというふうに思っております。これもお願いということになりますけど、以上2点お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（中野 義信君） 総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 1点目につきましては、私も勉強不足ですので、今後またさらに勉強してみたいと思っております。

2点目の職員のモチベーションに関しましては、非常に重要なことだと認識しておりますし、そういった職員の声にも、私自身も真摯に耳を傾けていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第75号については委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号は可決することに決しました。

---

### 日程第8. 議案第73号

○議長（中野 義信君） 日程第8、うきは市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 議案書のほうは7ページになります。

議案第73号うきは市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する

条例の制定についてでございます。

8ページをお願いいたします。

特別職に関しましては、総務省通知におきまして「特別職の期末手当についても国の指定職職員の期末手当に準じて所要の措置を講じることが適当である」と示されておるところでございます。

人事院勧告におきまして、指定職職員についても期末手当を0.05月引き下げる勧告が出されておりますので、人事院勧告の趣旨、福岡県・近隣市の状況等を総合的に判断をしまして、期末手当支給率を0.05月引き下げまして、年3.40月から3.35月に改定をするものでございます。

第1条は、令和2年度において、12月期に支給する期末手当の支給率を1.7月から1.65月に改めるものでございます。

第2条は、令和3年度以降におきまして、0.05月の引き下げを平準化して引き下げるため、1条で改正をした1.65月を1.675月に改めるものでございます。

附則に関しましては、この条例の施行期日を定めるものになっております。

新旧対照表のほうは1ページになります。

1ページでは、令和2年12月期の期末手当の支給率の内容を記載しております。2ページでは、令和3年度以降の内容を記載をさせていただいておるところでございます。

説明は以上になります。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 次の第74号とも関係がありますのでお尋ねいたします。

まず、第1点目が、この議案というか、提出をそもそも論でいけば、うきは市が提出すべきものなのか、本来は議会のほうではないかというふうに考えております。内容については、このコロナ禍の状況ですし、全く賛成ですけれども、その点についてどのようなお考えなのかというのが1点目です。

2点目は、先ほど近隣市を調べられたということですので、市会議員の先ほど言いました分で言いますと、現在の月額報酬33万円が、いつ決まって現在に至っているのか。それから特別職ということで、次の第74号で聞けばいいのかもしれませんが、併せてうきは市長の分が、いつから決まって現在いくらであるのか、その2点をお尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） まず1点目の質問なんですけども、議員のほうが発案すべきではというような御質問かと思えます。この条例に関しましては、当然議員の皆様にも発案権

というのはあります。今回は、これまでと同様に人事院勧告に準じて、関連条例を改正をするということから、一括して市長の発案として上程をさせていただいたところでございます。

議会のほうから、議員の皆様から独自に発案があるということであれば、市の発案から外して対応するというものになるというふうに認識をしておるところでございます。

それから議員の皆様、それから特別職の現在の給与が、いつ改定になったかということについては、今調べさせておりますので、後ほど御回答したいと思います。

○議長（中野 義信君） 4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 昨年の夏になるのだと思いますが、全国市議会議長会の研修会が、高知のほうでありまして、そこで、いろいろ論議がなされました。

内容として、まとめられたのが、船中八策ということで、坂本竜馬にかけて船中八策を議会改革八策として取り上げてあります。その中の一つとして、先ほど述べましたように、地方自治法第96条を活用して、議会は議会に関することは自分たちで決めていかなければならないという提案であったように思います。また、そのほかの件として、事実に基づいた論議をすること、それから10年先を見越した論議をすることなどなど8つの項目があったわけです。

したがって、今回執行部のほうから、提案が一週間前ぐらいにありましたけれども、これは議会に発議権がありますよというお知らせは、事務局なりにされたのかどうかお尋ねいたします。

そして、もしこれを課長の発言をそのまま理解すれば、これを否決して、うきは市議会から全く最後の一行分だけうきは市をうきは市議会と変えれば、それはそれで可能なのか。お尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 2点目がよくわからなかったんですけども、この議案に限らず議員の発案権というのは、多くの議案に対して、議員が発案できるということは、議員必携とかにも書かれていると思うんです。ですので、一つ一つの議案に対して、議会のほうに発案権がありますよということは、お伝えをすることはないというふうに思っております。

2点目は何ですか。

○議員（4番 竹永 茂美君） 予算を伴うことについては、発案権がかなり制限されていると思われましたのでお尋ねいたします。

2点目は、提案者を第74号を否決し、うきは市長じゃなくて、うきは市議会から同じものを提案した場合は、それでも可能ですかということです。影響がないのかということです。手続上です。

○議長（中野 義信君） 全体的な、今回の場合が、今までどおり執行部のほうから提案をいただいておりますから、議会として提案するというのは、皆さんで話をせんと、一人の意見で、どうのこうのということは私はないというふうに思います。

議案としては、今第73号の議案ですから、議会で発案するというのであれば議会全員の了解をせんといかんと思いますので、その件については、今日は否決ということで、議員全員のあれをとらんとかんというふうに、私は思います。そういうことで、今日出しておる問題について、今、議題としている問題について御意見をお願いしたいと思いますが、よろございますかね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第73号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 先ほど述べましたように、条例の内容につきましては、現状のコロナ禍については賛成いたします。ただ、議会が地方自治法の改正等がなされていく中で、本来自分たちの議員に関する条件については、議会が主体的に発案考えていくべきものだと考えております。

今回、一週間ほど前にこの議案いただきましていろいろ調べたわけですがけれども、やっぱり予算に関わる分については、議会として大変難しいこともありますけれども、市からの提案だけでなく、市議会が主体的に提出していくべきものであるという考えを持っておりますので、本議案について反対を行います。

以上です。

○議長（中野 義信君） 今、反対討論がありましたが、次に賛成討論を許します。

3番、野鶴議員。

○議員（3番 野鶴 修君） 3番、野鶴です。

今、議案につきまして予算の執行関係、そういった全体的な管理につきましては、やはり市長の権限によって、予算等については確認されていくものと思っております。先ほど述べ

られましたように、この議案について反対があれば反対するという事で、その姿勢で当たってもらえればいいことだと思いますし、これは内容について問題がなければ、提案者が議会であっても議員であっても、何ら問題はないと思います。

従来そういった形で、今までも市長のほうからの提案ということで進められてきておりますので、あえてそれを議案にわざわざ議会の議長というような形での提案にする必要もないかと思います。逆にその提案の内容をですね、もっと独自に議会のほうでそういう意見があれば、またその中で議論していくべきだと思いますので、今回については、何ら問題はないと思いますので、そういったことで賛成したいと思います。

以上です。

○議長（中野 義信君） 今、賛成討論でしたが、次に反対討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） なしということで、本案は起立により採決をします。

本案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中野 義信君） 起立多数ということでございます。

したがって、第73号は可決することに決しました。

---

#### 日程第9 議案第74号

○議長（中野 義信君） 日程第9、議案第74号うきは市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 議案書のほうは9ページになります。

議案第74号うきは市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

10ページをお願いいたします。

この改正につきましては、議案第73号と同様に、人事院勧告及び、福岡県・近隣市の給与改定の状況を踏まえまして、特別職の職員で常勤のものの期末手当の支給率を改正するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。4番、竹永議員。

○議員（４番 竹永 茂美君） お尋ねいたします。

先ほど議員のほうの報酬につきましては、現在調査中ということですので、早めに出していただきたいわけですが、市の職員特別職の職員の現状が、県南では何位なのか市町村では何位なのか、その辺と金額を教えてくださいと思います。

○議長（中野 義信君） 総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 回答の前に、先ほど回答ができませんでした、議員・特別職の現在の給与の額が、いつ改定されたのかということに関しては、平成２６年の４月ということになっております。

それから現在の特別職の給与の金額と位置づけということなんですけれども、金額は条例を見ていただければお分かりのとおりであって、市長が８１万６，０００円、副市長が６５万２，０００円、教育長が６０万４，０００円ということになっております。

県内の水準というのを数値把握してる分がありますので申し上げますと、令和２年度の数値として、政令市を除きます、２７市中、市長が２４位、副市長は２７位、教育長は２５位というような状況になっております。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。質疑はこれで終わります。

お諮りします。議案第７４号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第７４号は可決することに決しました。

---

#### 日程第１０．議案第７６号

○議長（中野 義信君） 日程第１０、議案第７６号うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 議案書は13ページになります。

議案第76号うきは市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

次のページ、14ページをお願いいたします。

会計年度任用職員の期末手当につきましては、引下げはありませんが、議案第75号の給与条例を読み替えるものとして規定をしておりますことから、給与条例の改正部分を改める必要がございます。

給与条例と同様に、第1条は令和2年度における改定を、第2条は、令和3年度以降における改定の内容になっておるところでございます。

附則に関しましては、この条例の施行期日を定めるものでございます。

新旧対照表のほうは、7ページになります。

これまでと同じように、7ページが、令和2年12月期の期末手当支給率を表しております。8ページは、令和3年度以降の6月期と12月期の支給率を記載しているものになっております。

説明は以上になります。

○議長（中野 義信君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。12番、櫛川議員。

○議員（櫛川 正男君） 現在、この会計年度任用職員の対象者は何名おられるのか。

○議長（中野 義信君） 総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） 会計年度任用職員の人数については、予算書の給与費明細書のところから出てくるんですけども、現在12月補正前の数字で306人ですね、ということになっております。ただし、この数には短期も入りますし、保育所の中の代替えという形で、職員が休む時だけ入るような人も入っておりますので、すべてが常勤ということではございません。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。4番、竹永議員。

○議員（4番 竹永 茂美君） 今回については、近隣市町村のということがありませんでしたけども、会計年度任用職員の給与及び費用弁償につきましては、先ほど言いました、県下であるいは筑後地区ではどのような状況なのかお尋ねいたします。

○議長（中野 義信君） 総務課長。

○総務課長（中野昭一郎君） うきは市の会計年度任用職員の給与水準っていうのは、会計年

度任用職員になる前の、臨時雇用としての賃金を基に計算をしておりますので、なかなかほかと比較するというのが、ちょっと比較した数字というのは、正確に持ち合わせておりません。

○議長（中野 義信君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第76号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中野 義信君） 異議なしと認めます。したがって、議案第76号は可決することに決しました。

以上ですべての議案の審議が終了しました。

ここで市長から挨拶の申出がっておりますのでこれを許します。

○市長（高木 典雄君） 議長のお許しをいただきましたので、令和2年第5回うきは市議会臨時会閉会に当たりまして、一言お礼と御挨拶を申し上げます。

本日は、12月定例会開会の直前の招集となり、議員の皆様方におかれましてはお忙しい中に御出席いただきまして御審議をいただきました。おかげをもちまして、すべての議案に御議決を賜りまして厚くお礼を申し上げます。

御審議の際にいただきました御意見、御提言につきましては、十分これを尊重し検討いたしまして、今後の市政運営に当たり、心して努めたいと存じます。

ここ数日で、随分気温も下がり、また全国で新型コロナ感染者数が増加している状況であります。議員各位におかれましても、健康には十分御留意いただきまして、市政発展のために御活躍いただきますようお願い申し上げますとともに、皆様の御支援、御協力を切にお願いいたしまして、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。御苦労さまでした。ありがとうございました。

○議長（中野 義信君） 報告します。

12月定例会の開会日を、12月4日金曜日開会予定としてしておりますので、報告しておきます。

これを持ちまして、令和2年第5回うきは市議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

○局長（石井 良忠君） 起立、礼。お疲れさまでした。

---

午前10時25分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 中 野 義 信

署名議員 竹 永 茂 美

署名議員 岩 淵 和 明